



第4章 施策の展開

施策方針1 気づく・受けとめる・必要な支援につなぐ

近年の核家族化の進行や地域とのつながりの希薄化から、実態調査では子育てに関する不安を身近な親族や地域で相談することが難しい家庭が、特にひとり親世帯（2世代同居）、困窮層、子どもの養育の困難層で多い傾向にあることがわかり、そうした家庭を早期に支援につなげていく必要があります。

本市では、妊娠期から青年期までライフステージごとに、多岐にわたる支援や教育を行っています。こうした、すべての子ども・若者を対象とする施策・事業のそれぞれがプラットフォームであることを認識し、個々の家庭の困りごとに気づき、当事者のニーズや課題を受けとめ、必要な支援につなげていかなければなりません。

また、困難を抱えた子ども・若者と子育て家庭を継続的に支えていくためには、関係機関の連携が不可欠であり、ライフステージの移行により支援が途切れることのないよう、さらに連携を深めるため、情報共有のあり方などを検討していきます。

柱1 妊娠・出産、育児への切れ目ない支援の推進

① めざす方向性

就学前の子ども・子育て世帯が貧困をはじめとする様々な不利を背負うだけでなく、社会的に孤立して一層困難な状況におかれてしまうことがあります。それらの兆しに気づき、実態を把握することは大変難しく、困難を抱えていることや支援が必要なことを当事者が発信することができず、必要な支援が届かないことが課題となっています。

このような状況を少しでも早い段階から把握し必要な支援につなぐことは、子どもや子育て家庭が抱える課題を早期解決するために重要です。

子育て世代包括支援センターでは、妊娠届出時から出産・産後へと継続的に地区担当保健師である母子保健コーディネーターが寄り添い、切れ目ない支援に取り組んできました。これからも、母子健康手帳の交付、妊婦健康診査・乳幼児健康診査、乳児家庭全戸訪問事

業などの様々な機会を捉え、子どもや保護者の心身の状況や養育環境を把握し、産前・産後母子支援事業から学齢期への接続を含めて、関係機関と連携・協働しながら切れ目ない支援の充実をめざします。

あらゆる困りごとに包括的に対応できるよう、保育所や幼稚園等の幼児教育・保育施設も含め、保健・福祉・医療等の様々な関係機関がそれぞれの機能を最大限に活用し、早期発見、早期対応のための気づき・受けとめ・必要な支援につなぐ基盤強化に取り組みます。

② 主な施策の展開

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
1	安全な妊娠・出産、育児への切れ目ない支援（利用者支援の充実）	子育て世代包括支援センター等を拠点に、母子保健サービスを妊娠期から継続的に提供することで、安全な妊娠期を過ごし、無事出産を迎え、安心して子育てができるように支援します。	母子保健コーディネーターである地区担当保健師を中心にあらゆる支援の必要性を考慮し、保健福祉医療各分野における関連機関との連携の充実を図り、早期把握、早期対応に努めます。 妊娠から出産・子育て期をとおして、子育てと子どもの成長発達に関わる生活環境の変化や養育状況の変更等安心して育児を行うことができるようあらゆる支援・子育てに関わる情報提供と、サービスにつなげる支援に努めます。	子ども健康課
2	訪問による相談事業	妊産婦・新生児訪問指導事業として、こんにちは赤ちゃん事業（ハローベビィ訪問）・乳幼児訪問指導事業・未熟児訪問指導事業・慢性疾患児訪問指導事業を実施します。	乳幼児期の各種健診や個別支援をとおして把握した、子どもや子育て家庭の生活困窮等の支援を要する課題に対して、主に乳幼児期の全戸訪問事業などの自宅への訪問等の機会を通じて必要な情報の提供や関係機関の支援につなぐなど、包括的な支援の実施に努めます。	子ども健康課

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
3	産前産後サポート事業	妊娠期からおおむね産後1年間を中心とした産前産後の妊産婦の健康状態における課題把握と、子どもの成長過程による子育ての大変さなど変化へ早期に対応することで、安全・安心な産前産後を過ごすことができるよう支援します。	産前産後の特有の母の心身の変化に対応し、少しずつ子育てに慣れ、負担なく子育てが行えるよう、子育て支援センターや保健センター等での育児相談につなぎ、早期対応に努めます。	子ども健康課
4	健診後の支援のための相談事業	4か月児健診、9～10か月児健診、1歳6か月児健診、2歳児歯科健診、3歳6か月児健診等の、乳幼児健診の機会を捉え、保健師による相談を行っています。未受診者に対しても、相談できるよう働きかけます。	各種乳幼児健診をとおして、子育て期の生活の状況を把握することで、困りごと等に関わる早期の情報把握に努め、適切な情報提供と早期対応に心がけます。	子ども健康課
5	乳幼児健診等の充実	健やかな発育・発達のために、乳幼児健診の充実を図り、健診に関する満足度の向上をめざします。	疾病の早期発見・早期治療や適切な相談対応等を行い、子どもの発育発達を保護者が確認でき、安心して子育てができるよう、成長発達を確認できる乳幼児健診の充実を図ります。	子ども健康課
6	妊娠届によるハイリスク妊婦の早期発見	母子健康手帳交付時の面談や、保護者が提出する妊娠届出書、母子保健アンケートの情報、妊婦健診の受診状況をもとに、経済的不安や支援状況の発見の機会としています。母子保健アンケートをもとに保健師による相談を行います。	産前産後の妊産婦の孤立化を防ぐため、困りごとに応じた相談窓口を周知します。	子ども健康課 子育て給付課

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
7	子育て支援センター事業の充実	地域の子育て支援拠点として、妊娠期から就学前までの子育てに関する相談・情報提供・講習会の実施や子育てひろばの開催など様々な子育て支援事業を行います。	子育て支援センターにおける利用者の相談内容や様子から保護者の抱える様々な困難を発見し、気持ちに寄り添いながら受けとめ、必要に応じて専門的な支援につなぎます。また、地域における巡回子育てひろば等の充実を図ります。	子育て企画課
8	つどいの広場事業の充実	子育てに対する不安感の軽減を図るため、主に乳幼児をもつ子育て中の親と子の交流や子育てアドバイザーによる子育て相談、地域の子育て情報の提供などを行います。	つどいの広場の委託業者との連携・情報共有を行い、子育て家庭のニーズを把握し、困りごとの早期発見・対応につなげます。	子育て企画課
9	子育てふれあいコーナー事業の推進	地域子どもの家や児童館等において、保育士と子育てボランティアによる子育て中の親と子の交流、情報提供、子育て相談を実施します。	遊びをとおして、気軽に相談できることで子育てに対する不安や悩みを軽減するとともに、親子の交流の促進を図ります。	子育て企画課
10	子育てに関する情報提供の充実	藤沢市ホームページをとおした子育て情報発信のほかに、安心して子育てができるよう、各種子育て支援サービスの情報をまとめた冊子「ふじさわ子育てガイド」やスマートフォンアプリを活用した「子育てアプリふじさわ」による情報発信の充実を図ります。	情報発信のさらなる充実を行います。子育て支援が身近にあることを知ってもらい利用につなげていきます。	子育て企画課
11	保育所・幼稚園等での相談	保育所等入所申込時における保育課窓口での相談のほか、保育所・幼稚園等への入所後に施設長等が相談を受けた場合において、関係機関と連携した対応を図ります。	保育所・幼稚園等が保護者から相談を受けた場合、速やかに関係機関と連携が図れるよう体制を整えます。	保育課

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
12	ファミリー・サポート・センター事業	安心して子育てができるよう、0歳児から小学6年生までの子どもがいる家庭を対象として、地域の人たちによる会員相互援助組織「藤沢市ファミリー・サポート・センター」を運営し、保護者の仕事と育児の両立等を支援します。	子育ての手助けを希望する方（おねがい会員）の多様なニーズに対応できるようにするため、広く事業の周知を行うことにより、子育ての手助けができる方（まかせて会員）の増員を図ります。	子ども家庭課

柱2 学校をプラットフォームとした取組の推進

① めざす方向性

児童生徒の家庭環境等を踏まえた指導体制を充実させるためには、支援が必要な児童生徒や保護者を早期に発見し、福祉制度等の必要な支援につなげていくことが大切です。

そのために、専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーを全校に配置し、学校教育に関する悩みや問題を抱える児童生徒とその保護者・担任に対する相談支援を行います。

また、教育の分野に加え、社会福祉に関する専門的な知識を有するスクールソーシャルワーカーを教育委員会に配置し、児童生徒が抱える課題に応じて、関係機関と連携し、適切な支援につなげていきます。

② 主な施策の展開

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
13	学校教育相談センターにおける相談体制の充実	児童生徒の学校生活への適応等を図るため、市立学校へのスクールカウンセラーの配置やスクールソーシャルワーカーの派遣、学校教育相談センターでの教育相談・就学相談及び相談支援教室における不登校児童への相談支援を行います。	相談内容や学校生活の様子から、児童生徒・保護者の抱える様々な困難を発見し適切な支援につなげます。 学校からの要請を受け、スクールソーシャルワーカーが関係機関等との連携を図ります。	教育指導課

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
14	小学校・中学校での相談の充実	学校において、児童生徒や保護者に対し、全教職員が様々な機会を捉えて相談支援を行います。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、関係機関と連携し、課題を抱えた児童生徒に対する適切な対応を図ります。	全教職員がカウンセリングマインドを持ち、児童生徒のサインを受けとめ、適切な支援を行うために、教育相談体制の充実を図ります。	教育指導課
15	相談窓口の設置と関係機関と連携した体制づくり、外国籍児童生徒の就学保障の取組	外国籍の子どもたちの就学には、家庭への適切な支援の取組が必要であり、関係各課が連携して支援を行うことで就学しやすい環境を整えます。また、法的には就学義務のない外国籍の学齢児童生徒に対しても就学案内を行い、就学保障に取組みます。	関係各課、関係機関との連携により、外国籍児童生徒の就学状況の把握に努め、また、就学案内を行うとともに、新入学の学齢の子ども保護者には多言語による就学案内を行い、就学機会の提供を進めます。	教育指導課 学務保健課
16	就学支援相談の実施	教育上特別な配慮を必要とする児童生徒に、就学相談を実施します。	就学にあたり、子どもの実態や保護者のニーズに応じたきめ細やかな対応に努めます。	教育指導課
17	教職員研修の充実	学校教育の充実に向けて、各種研修の充実を図ります。	いじめ防止、支援教育、子ども理解、地域理解等の課題解決に向けた研修を充実させます。	教育指導課
18	就学援助制度の周知（就学前支給）	経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、入学準備金、学用品費、修学旅行費、社会見学費、医療費、学校給食費、めがね購入費、卒業アルバム費などを援助します。	就学援助を必要とする家庭に支援が行き届くよう、制度や申請手続きなどの周知をはじめ情報提供を行います。特に小学校へ入学する子どもがいる家庭には、個別の案内、周知を行い、支援につなげます。	学務保健課
19	児童生徒のSOSの出し方に関する教育	いのちを支える自殺対策における取組として、小・中学生を対象に、専門のプログラムに沿って、地域の保健師が学校に出向いて授業の一環として実施します。	保健所と学校が連携しSOSの出し方に関する教育の実施に向けて検討を進め、児童生徒自身が誰かに相談したり、助けを求められる体制を整えていきます。	保健予防課 教育指導課

柱3 切れ目ない相談支援の充実

① めざす方向性

ライフスタイルや世帯構成の多様化などにより、家族や親族の支え合いでは解決の難しい課題が増えてきました。様々な背景から生活困窮の状態に至る場合がありますが、そのような状況にある世帯が、困窮状況や不安、悩みを身近な人に打ち明けたり、相談したりすることができない、または頼れる人がいない孤立した状況にあり、行政の相談窓口につながりにくい人たちがいるということも課題となっています。

本市ではこうした問題に対し、子ども家庭総合支援拠点、生活困窮者自立支援制度の活用や、民生委員児童委員、青少年指導員等の地域団体等との連携により、切れ目ない相談支援を充実していきます。

また、家庭の生活困窮などの困難は把握することが難しいことから、地域子どもの家・児童館・放課後児童クラブ等の市の事業や地域で活動するコミュニティソーシャルワーカーなどの関係機関との連携により支援が必要な世帯を把握し、つなげていく取組を推進します。

② 主な施策の展開

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
20	母子保健からの児童虐待予防及び早期対応	母子保健事業の中から、虐待のリスクの高い状況を早期に把握し、関係機関との連携により、子どもの安全と心身の健やかな発育・発達を支援します。	母子保健事業における虐待や生活困窮等他機関の支援を必要とされる状況を把握した場合には、関係機関と連携を図り、対応について協議し、子どもの安全を確保し、発育発達に関する支援につなぎます。	子ども健康課

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
21	子ども家庭総合支援拠点の運営	<p>子どもの養育に困難を抱える家庭についての相談に対し、保育士、保健師、心理職等の専門性を活かした指導・助言を行うとともに、個々の家庭状況に応じ、活用できる社会資源の情報提供や関係機関との連絡調整など、課題の解決に向けた継続的な福祉的支援を実施します。</p> <p>特に支援が必要な家庭に対しては、藤沢市要保護児童対策地域協議会の構成機関と連携して支援を実施します。</p>	子ども家庭総合支援拠点として、子どもや保護者等から受けた相談について調査や実情の把握に努め、必要な情報提供や指導及び助言を行うとともに支援につなげます。	子ども家庭課
22	放課後児童健全育成事業	放課後、保護者が就労などの理由により不在となる家庭の児童の健全育成、保護者の子育て支援、就労支援を図るため、放課後児童クラブの充実を図ります。	放課後児童クラブでの生活における気づきに注意し、必要に応じて学校や地域住民で構成される運営委員会等につなぐことで、子どもの支援を行います。	青少年課
23	青少年指導員育成事業	青少年指導員の育成を図り、地域における健全育成活動を推進するため、青少年指導員を対象に研修を行うとともに、青少年の育成事業を実施します。	学校からの推薦を受けた子育て世代の新任指導員だけでなく、現任の指導員に対しても研修を通じてスキルアップを図り、健全育成活動ができるように地域のサポート事業を行います。	青少年課
24	非行防止推進活動	青少年の問題行動を早期に発見し、非行防止を図るため、青少年指導員、街頭指導員、特別街頭指導員が巡回し、青少年に声をかけて指導を行います。また、青少年の深夜外出や喫煙・飲酒・薬物乱用などの非行防止に向け、夏休み期間中に警察関係団体・青少年関係団体等と協力して夜間パトロールを行い、啓発・指導を行います。	青少年を取り巻く環境の浄化活動を推進するため、学校・家庭・地域・警察・関係機関等と連携した取組を進めます。また広く市民に対して、健全な社会環境と非行防止について関心を持ってもらえるよう事業をとおして啓発します。	青少年課

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
25	放課後子ども教室推進事業	放課後などに小学校の余裕教室などを活用して、子どもたちの安全・安心な居場所（遊び場）を設け、地域住民の参画を得て、子どもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。	放課後の子どもの居場所の充実を図るとともに、見守りを行う地域住民を通じて子どもの変化といった気づきを共有することにも留意し、支援を行います。	青少年課
26	地域子どもの家・児童館等青少年施設の充実	青少年施設（地域子どもの家・児童館・青少年会館・少年の森・SL 広場）の整備を進めるとともに、適切な管理運営を図り、地域における子どもたちの安全・安心な居場所を提供します。また、各施設を拠点とした青少年の自立と社会参加を推進する事業を実施します。（本事業は、出資法人である（公財）藤沢市みらい創造財団が実施しています。）	保護者と子ども・乳児が参加できる事業を実施することや、見守りを行う地域住民を通じ、子どもの変化等の気づきを共有することによって、子どもの支援を行います。	青少年課
27	福祉総合相談支援の充実	生活上の悩み、子育てや医療など多岐にわたる総合的な相談に対応するため、相談体制の充実と、相談業務に従事する職員の資質向上を図るとともに、地区福祉窓口業務における市民センター、村岡公民館と関係各課との連絡調整等を行います。 福祉総合相談を行う中で、生活上の困りごとを抱えながらも相談窓口につながりにくい方々に対して、地域の関係機関や地域活動団体等と連携して、子どもの生活状況についても把握し、必要な相談支援が届くよう体制の充実強化を図ります。	地区福祉窓口相談員が、多岐にわたる様々な相談に対応するため各市民センター及び村岡公民館と、関係各課と情報共有や連携を行うとともに、職員の資質向上に向けた研修機会の充実を図ります。 また、福祉総合相談を行う中で、子どもを取り巻く環境から、その世帯の課題を整理し、必要な支援につなぎます。	地域包括ケアシステム推進室

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
28	地域福祉における手続・相談体制の充実	市民センター及び村岡公民館に地区福祉窓口を設置し、福祉や保健、子ども・子育てに関する手続き、相談及び情報提供を行います。	申請等の諸手続きとともに、初期対応型相談窓口として生活上の多様な相談に対応しながら、地域の支援機関や活動団体等との連携の要となるよう体制を整えます。	地域包括ケアシステム推進室（市民センター・公民館）
29	生活困窮者自立支援の充実	自立相談支援事業を通じ、バックアップふじさわ、バックアップふじさわ社協（CSWの配置）により、生活に困窮している方が抱える多様で複合的な問題について相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、様々な支援を一体的かつ計画的に行うことにより自立の促進を図ります。	生活に困窮している世帯への支援において、それぞれの抱える課題が多岐にわたり複合的であることに留意し、まずは困っている状況を受けとめ、課題を整理し、課題解決に向けた支援策を提案し、自立に向けた伴走的支援を行っていきます。	地域包括ケアシステム推進室
30	地域での相談・連携の取組（民生委員児童委員、主任児童委員との連携）	福祉総合相談を行う中で、生活上の困りごとはあるが相談窓口につながりにくい方々に対して、地域の関係機関や地域活動団体等と連携して、子どもの生活状況についても把握し、必要な相談支援が届くよう体制の充実強化を図ります。	各地区定例会や、主任児童委員連絡会の席で委員間での情報共有やケースの検討をし、共通理解を深めます。主任児童委員連絡会や研修会等で、関係相談窓口と意見交換をする機会を設け、連携を強化することで具体的な支援につなげます。	福祉健康総務課
31	障がい者相談支援事業	障がいのある方やその家族に対し、障がい福祉サービスを利用するために必要な情報提供や関係機関との調整等、障がいに関する様々な相談に対応することで、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援します。	多様な相談ニーズに対応するため、障がいに係る相談支援体制の充実を図り、身近な場所で必要な情報や支援をワンストップで得られる環境の整備を図ります。	障がい福祉課

施策方針2 子どもの医療や障がいに関する 相談・支援を充実する

本市では経済的な理由からためらうことなく、子どもが必要なときに必要な医療が受けられるよう、小児医療費助成の対象者を2019年（平成31年）4月から中学生まで拡大しました。今後も、制度の継続性を勘案しながら、より充実を図ります。

実態調査では、困難を抱える保護者は、心身の健康状態に課題のある傾向があり、そのことが、家庭の生活状況や子どもの生活習慣に影響を与えているのではないかと推測される事例が把握されました。また、以前から医療費の助成をしてきた5歳児・小学5年生においても、困難を抱えやすい家庭では虫歯の罹患率が高い傾向にあり、医療機関を受診しなかった理由として多忙を挙げる割合が高くなっています。このため、子どもの健康維持のためには経済的な助成制度だけでなく、保護者に時間的、精神的な余裕が生まれるような支援も必要となっています。

また、障がい児や発達に特別な支援が必要な子どもとその保護者には、より一層配慮した対応が必要なことから、障がいや発達に関する相談窓口について関係機関に周知をするとともに相互の連携を深め、保護者が躊躇することなく相談ができるよう取り組んでいきます。

柱1 子どもの医療への受診支援

① めざす方向性

すべての子どもたちが必要な医療サービスを安心して受けられることができるよう、小児医療費、ひとり親家庭等医療費の助成により、子どもの健康増進と子育て家庭の医療費に係る経済的負担を軽減するとともに、長期にわたる療養が必要な子どもを支援するため、各種医療費助成制度や対策事業の周知及び利用促進を図ります。

また、医療専門スタッフによる電話健康相談サービスであるふじさわ安心ダイヤル24を引き続き実施することで、休日・夜間における不安解消に取り組めます。

② 主な施策の展開

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
32	ひとり親家庭への経済的支援（医療費助成）	母子家庭、父子家庭、父母のいない子どもの養育者家庭などひとり親家庭等に、医療費の助成を行います。	ひとり親家庭等に医療費の助成を行うことにより、必要な医療を受けやすくします。また、福祉医療証は申請に基づき交付されるため、申請漏れのないよう、住民異動手続きや児童扶養手当申請時に制度周知を行います。	子育て給付課
33	小児医療費助成事業	中学校修了前までの児童の入通院（中学生は所得制限有。保護者の所得が児童手当の所得制限限度額未満）の医療費の助成を行います。	医療費の助成を行うことにより、必要な医療を受けやすくします。また、小児医療証は申請に基づき交付されるため、申請漏れのないよう、住民異動手続きとの連携や、未申告者への申請勧奨のほか、広報等による制度周知を行います。	子育て給付課
再掲 4	健診後の支援のための相談事業	4か月児健診、9～10か月児健診、1歳6か月児健診、2歳児歯科健診、3歳6か月児健診等の、乳幼児健診の機会を捉え、保健師による相談を行っています。未受診者に対しても、相談できるよう働きかけます。	各種乳幼児健診をとおし、子育て期の生活の状況を把握することで、困りごとに関する早期の情報把握に努め、適切な情報提供と早期対応に心がけます。	子ども健康課
34	育成医療給付事業	障がい児等の健全な育成を図るために必要な医療の給付を行います。	必要な医療の給付を行うことにより、障がい児等の健全な育成を支援します。また、育成医療受給者証は申請に基づき交付されるため、申請漏れのないよう、指定医療機関との連携強化を図ります。	子育て給付課

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
35	小児慢性特定疾病児童に対する支援	小児慢性特定疾病医療費助成の対象児童に対し、日常生活用具を給付します。	小児慢性特定疾病医療費助成の対象児童に対し、日常生活用具を給付します。また、日常生活用具は申請に基づき給付されるため、申請漏れのないよう、制度周知を行います。	子育て給付課
36	未熟児養育事業	身体の発育が未熟なまま出生した乳児に必要な入院に係る医療費の給付を行います。	身体の発育が未熟なまま出生した乳児に必要な入院に係る医療費の支援を行います。また、申請漏れのないよう、指定医療機関及び関係部署との連携を密にし、必要な入院に係る医療費の給付を行います。	子育て給付課
37	ふじさわ安心ダイヤル 24	24 時間 365 日、保健師等の専門スタッフが健康相談・医療相談・育児相談・介護相談・メンタルヘルス相談・医療機関情報提供等について電話で対応します。	相談者が抱える問題を専門スタッフが聴き取ることにより、不安を解消できるよう努めます。また、必要な医療機関等の情報提供を行います。	地域保健課
38	精神保健対策事業（精神保健福祉相談、専門職による随時相談・家庭訪問、自殺未遂者緊急介入支援事業、まごころホットライン、地域生活支援）	地域における精神保健福祉の正しい理解と精神障がい者の自立と社会参加、地域移行の推進等を図るため、地域や関係機関との連携による普及啓発事業及び専門医や専門職による相談事業などの精神保健対策事業を行います。	専門医や専門職による相談や、家庭訪問等をとおし、医療が必要な方が受診につながるよう支援を行います。 また、自殺未遂者緊急介入支援事業や、自殺未遂者・家族個別支援事業等の事業をとおし、相談者の受診、療養支援、家族支援を行います。	保健予防課
39	障がい者等医療費助成事業	身体障がい者手帳 1～3 級の方、精神障がい者保健福祉手帳 1 級及び 2 級の方、知能指数 50 以下の方を対象とし、入通院の医療費の自己負担分（入院時標準負担額を除く）を助成します。	障がいのある方に対し、入院・通院の医療費の自己負担分（入院時標準負担額を除く）を助成します。	福祉医療給付課

柱2 障がい児等の相談・支援の充実

① めざす方向性

障がい児や発達に特別な支援が必要な子どもが相談・支援につながらないことにより、子どもの発達への理解、対応が遅れるとともに、養育者のストレスが高まることから、子どもの養育に影響を及ぼす場合があることから、障がい児や発達に特別な支援が必要な子どもの早期発見と適切な支援につなげられるよう、関係機関の連携強化に取り組みます。

また、本市では児童福祉法に基づき、利用者からの相談を受け、18歳未満の障がい児を対象に障がい児支援サービスの支給決定を行い、障がい児通所支援事業所では療育の提供や相談・支援を実施しています。子どもにとって学校・家庭以外の居場所やつながりの場にもなっており、利用者数、事業所数ともに年々増加している状況です。

引き続き、障がいのある子どもや若者が、身近な地域で安心して生活できるよう、障がい児通所支援事業所や関係機関と連携して支援の質の確保に努め、障がい児が適切なサービスを受けられるよう障がい児福祉の向上を図ります。

② 主な施策の展開

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
40	子ども発達相談の充実	発達に特別な支援が必要な子どもに関する相談を受け、発達の状態に応じた対応の仕方について助言を行い、必要に応じて適切な支援につなげます。 また、保育所や幼稚園等を巡回し、子どもの成長につながる支援方法の助言を行うとともに、発達障がいの理解を促すための啓発事業を実施します。	一人ひとりの特性や能力に応じた助言を行うとともに、家族のニーズも考慮した適切な支援につなぎます。 また、発達に支援の必要な子どもに一貫した支援を行うため、サポートファイルの活用を進め、関係機関が連携した支援に取り組みます。	子ども家庭課
41	障がい児支援サービス	障がいのある子どもやその家族に対し、障がい福祉サービスや障がい児通所支援サービスの支給決定を行い、子どもの自立や社会参加に向けた支援を行うとともに、家族の負担軽減を図ります。	適正な支給決定を行うため、障がい児やその家族のニーズを把握し、適切なサービスを受けられるよう、事業所と連携して障がい児福祉の向上を図ります。	子ども家庭課

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
42	特別支援保育事業	認可保育所、幼稚園、幼児教育施設、認定こども園等に対し、障がい児や集団生活で特別な支援が必要な子どもに手厚い保育が行われるよう経費の助成等を行います。	集団の中で社会性の向上や情緒の発達を促すとともに、障がい児に対する理解を深め、障がい児の発達支援の推進を図ります。	保育課 子ども家庭課
43	「育てにくさ」を感じている親への支援	保護者が子どもの発育や発達についての問題に気づき、理解を深め、孤立することなく育児ができるよう支援します。	保護者が子どもの発達に関する理解を深め、子どもが適切な発達支援サービス等につながるよう、生活基盤での課題から適切な支援を利用しづらい家庭を含め包括的に支援します。	子ども健康課
再掲 31	障がい者相談支援事業	障がいのある方やその家族に対し、障がい福祉サービスを利用するために必要な情報提供や関係機関との調整等、障がいに関する様々な相談に対応することで、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援します。	多様な相談ニーズに対応するため、障がいに係る相談支援体制の充実を図り、身近な場所で必要な情報や支援をワンストップで得られる環境の整備を図ります。	障がい福祉課
44	太陽の家 しいの実学園	知的発達の遅れや肢体不自由のある子どもに対して、日常生活や遊び、機能訓練などを実施し、障がい児の発達を促します。	児童発達支援センター利用希望者は増加傾向にあり、引き続き障がい特性に応じた質の高い支援の徹底を図ります。	障がい福祉課
45	補装具の給付	身体の欠損または機能の損傷を補い、日常生活を容易にする事を目的として、身体障がい者手帳の交付者及び特殊な疾病に該当する難病患者に対して、神奈川県立総合療育相談センターが補装具を必要と認めた方に支給します。	引き続き、対象となる利用者に対して交付決定を行い、日常生活・職業生活・学校生活を少しでも容易に送ることができるよう補装具費を支給し、身体障がい児者及び難病患者の日常生活の向上を図ります。	障がい福祉課

施策方針3 暮らしや子育てを支援する

子どもや子育て家庭が困りごとを抱えている要因となっているのは、経済的困窮だけではなく、保護者のダブルワークなどによる時間的な余裕の不足、親族を含め相談相手となるような人とのつながりが乏しいなどいくつもの要因が複合的に絡み合っており、1つの要因を取り除いたとしても課題の解決には至りません。

そのため、暮らしや子育て等を支えるために、生活保護、生活困窮者自立支援、ひとり親家庭支援などによる経済的支援を行うとともに、生活習慣等を身に付ける生活支援事業や子どもの養育を支える事業などを組み合わせて、一人ひとりに寄り添った伴走型の支援を行っていきます。

また、支援の仕組みや申請方法等がわかりにくいとの声もあることから、必要な支援が必要としている子どもに届くよう、よりわかりやすい情報提供をしていきます。

柱1 子どもの適切な養育に関わる支援の充実

① めざす方向性

本市では、子どもやその保護者が、心豊かに安心して地域で生活するための支援として、保護者の仕事や病気に対応するため、夜間や宿泊を伴う子どもの預かりを行うトワイライトステイ事業やショートステイ事業を実施しています。

また、様々な理由により子どもの適切な養育が困難な状況にある家庭を対象に、子どもの養育に関する専門的指導や助言、育児・家事の援助を行う養育支援訪問事業を行っています。

さらに、児童虐待の防止としては、藤沢市要保護児童対策地域協議会の構成機関等が連携し、支援が必要な家庭に対して継続的な指導・助言を行うとともに、必要なサービスの利用等につなげられるよう支援していきます。

また、経済的に困難を抱えるなど、養育環境に課題がある家庭の子どもを対象に、子どもの生活支援事業により居場所を提供し、基本的な生活習慣の習得や学習習慣の定着、食事の提供等の支援を行っています。

このような取組を個々の子どもや家庭の状況に合わせて行うことにより、子どもの養育に関わる支援の推進を図ります。

② 主な施策の展開

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
46	養育支援訪問事業	養育の支援が特に必要である家庭を対象に、保健師・保育士などによる専門的相談支援やヘルパーによる育児・家事援助を行い、子どもの適切な養育の確保を図ります。	養育についての支援が特に必要な家庭に対しては、保健師等による養育に関する専門的な指導・助言や、ヘルパー派遣による育児・家事の援助を導入し、子どもの安定した養育を確保します。	子ども家庭課
47	子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライトステイ事業）	子育て中の保護者が、病気や仕事などの理由により一時的に家庭で子どもの養育が困難になった場合に、夜間又は宿泊を伴う子どもの預かりを行う、トワイライトステイ事業やショートステイ事業を実施します。	本事業の支援を必要としている家庭へ情報が行き届くよう、引き続き周知に努めます。	子ども家庭課
48	子どもの生活支援事業	経済的に困難を抱えるなど、養育環境に課題がある家庭の子どもを対象として、夕方から夜までの時間を安心して過ごすことができる場を提供し、基本的な生活習慣の習得、学習習慣の定着、食事の提供等の支援を行います。	養育環境に課題があり、支援を必要としている子どもに居場所を提供することで豊かな人間性や社会性を育みます。また、来所する子どもとその家庭状況等を把握し、必要な支援につなげていきます。	子ども家庭課
49	要保護児童対策地域協議会の運営	子どもの家庭における安定した養育を確保するため、要保護児童及びその家庭についての相談を受けるとともに、「藤沢市要保護児童対策地域協議会」の構成機関が各々の専門性を活かして連携し、児童虐待の予防、早期発見及び迅速な対応と家庭への指導・支援を行います。	子どもの虐待の発生予防、早期発見につながるよう、関係機関との連携強化を図るとともに、市民や関係機関に対して啓発活動を行います。	子ども家庭課

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
50	子どものいる生活保護世帯等に対する支援の充実（子ども支援員による日常生活支援、養育支援）	子ども支援員を配置し、様々な困難を有する子ども・若者と、その保護者に対して、子どもの健全育成の視点に立ち、きめ細やかな寄り添い型の支援を実施することで、生活保護世帯等の社会的自立及び子どもの貧困の連鎖の防止を図ります。	対象世帯の子どもの養育環境の確保のための支援、並びに子どもに対する自立に向けた支援を行います。	生活援護課

柱2 暮らしを支える支援の充実

① めざす方向性

実態調査では、家賃や公共料金の滞納、借金、ひっ迫した家計状況などの経済的な不安定さは、保護者のダブルワークなどの無理な働き方、子どもの生活リズムや健康状態、学校生活や進路などの子どもの課題にもつながっている事例が把握されました。特に、子どもが保護者に代わり、家事やきょうだいなど家族の世話を担うヤングケアラーの子どもなど、家庭の生活状況が子どもの育ちに与える負の影響を軽減するために、必要な支援につなぐことが求められています。

支援の必要な世帯を早期に把握し、世帯の暮らしを支え、生活の安定を図るために、生活困窮を抱える世帯に対する自立に向けた様々な支援を提供しつつ、子どもの健やかな育ちを視野に入れた寄り添った支援に努めます。

また本市では、ひとり親世帯を含め住宅に関する困りごとを抱える子育て世帯を、市営住宅入居者募集時に優遇制度の対象とし、居住の安定の確保に努めてきました。さらに、2017年（平成29年）から、国で新たな住宅セーフティネット制度が開始されたことから、住宅に関する困りごとを抱える子育て世帯等に向けた制度の活用に向けて検討します。



② 主な施策の展開

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
51	生活困窮者自立支援事業 (住宅確保給付金、家計改善支援事業)	<p>生活保護に至る前の段階にある生活困窮者の自立支援に向けて、生活困窮者自立支援法に基づき、住居確保給付金事業、家計改善支援事業を行っています。</p> <p>住居確保給付金事業については、離職により住居の喪失の恐れのある方を対象に一定期間住宅費を支給するとともに、ハローワークを利用した常用就職に向けた支援を行います。</p> <p>家計改善支援事業については、債務の支払いや家計の収支バランスが整わないため、困窮状態に陥っている方に対し、家計分析を行うとともに、家計の改善に向けた支援を行います。</p>	<p>離職により生活基盤が崩れ、住居喪失の恐れのある世帯(保護者)に対し、ハローワークと連携し常用就職に向けた支援を行うことで、子どもの生活環境を変えることなく、安心して過ごせる支援を行います。</p> <p>収入はあるが、収支が合わない、債務があるなど家計に関する課題に対し、客観的な視点で相談者自らが気づき、行動できるよう支援を行います。また、子どもの進学など将来のための貯金ができるよう意識づけに向けた支援を行います。</p>	地域包括ケアシステム推進室
52	生活保護制度による支援	生活困窮者に対して、国の定める基準により、その困窮の程度に応じて、生活・教育・住宅・医療・介護・出産・生業・葬祭の8種類の扶助費を支給し、最低限度の生活を保障します。	生活困窮者に対して最低限度の生活を保障するため必要な保護を行い、自立のための支援を行います。	生活援護課

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
53	ひとり親家庭への子育て・生活支援	母子・父子自立支援員による相談支援を行います。 ひとり親家庭等日常生活支援事業を行います。	ひとり親家庭の子育てや生活に関する様々な相談からニーズや課題を把握し、バックアップふじさわ等市内各部及び関係機関と連携し、相談者に寄り添った継続的な支援を行います。 ひとり親家庭の親が日常生活の中で子育てをしながら就労や就学等をするにあたり、一時的に家事支援や育児支援が必要となった場合に支援員を派遣し、生活の安定と負担感の軽減を図ります。	子育て給付課
再掲 39	障がい者等医療費助成事業	身体障がい者手帳1～3級の方、精神障がい者保健福祉手帳1級及び2級の方、知能指数50以下の方を対象とし、入通院の医療費の自己負担分（入院時標準負担額を除く）を助成します。	障がいのある方に対し、入院・通院の医療費の自己負担分（入院時標準負担額を除く）を助成します。	福祉医療給付課
54	障がい者福祉手当の給付	身体障がい者手帳1～3級の方、精神障がい者保健福祉手帳1級及び2級の方、知能指数50以下の方を対象とし、条例に基づき手当を支給します。	障がいのある方に手当を支給し、障がい児者の生活の安定と福祉の増進を図ります。	障がい福祉課
再掲 37	ふじさわ安心ダイヤル24	24時間365日、保健師等の専門スタッフが健康相談・医療相談・育児相談・介護相談・メンタルヘルス相談・医療機関情報提供等について電話で対応します。	相談者が抱える問題を専門スタッフが聴き取ることにより、不安を解消できるよう努めます。また、必要な医療機関等の情報提供を行います。	地域保健課

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
再掲 38	精神保健対策事業（精神保健福祉相談、専門職による随時相談・家庭訪問、自殺未遂者緊急介入支援事業、まごころホットライン、地域生活支援）	地域における精神保健福祉の正しい理解と精神障がい者の自立と社会参加、地域移行の推進等を図るため、地域や関係機関との連携による普及啓発事業及び専門医や専門職による相談事業などの精神保健対策事業を行います。	精神疾患により、子どもの養育に課題がある保護者に対して、適切な相談支援を行うとともに、子どもの生活の安定につながるよう、関係機関と連携を図ります。	保健予防課
55	難病対策事業（医療・日常生活等の相談事業、保健師の家庭訪問による相談事業）	長期にわたり療養を必要とする難病患者及びその家族の日常生活や療養上の不安の解消を図るため、訪問相談や難病講演会、難病患者と家族のつどい等を開催し、在宅療養の支援を行います。	難病により、子どもの養育に課題がある保護者に対して、適切な保健指導を行うとともに、子どもの生活の安定につながるよう、関係機関と連携を図ります。	保健予防課
56	助産施設・母子生活支援施設への入所支援	経済的理由により病院等に入院して出産することができない妊産婦が、助産施設に入所して出産できるよう、出産に係る費用の給付を行います。 日常生活において複合的な課題を抱え、継続的な専門的支援が必要と判断した母子家庭について、母子生活支援施設への入所支援を行います。	助産施設入所の申請時に、妊婦が抱える不安や悩みに気づき、ニーズに合った情報提供を行うことで、必要な支援につなぎます。 母子生活支援施設への入所後においても、定期的な面接等により自立に向けた支援を行います。	子育て給付課
57	市営住宅の環境整備	住宅に困窮するひとり親世帯や子育て期にある多子世帯などに対して、市営住宅入居者募集時に優遇制度を継続し、入居しやすい環境をつくとともに、健康で安全な暮らしやすい生活環境を整備します。	今後も継続して、住宅に困窮するひとり親世帯や子育て期にある多子世帯などに対して、市営住宅入居者募集時に優遇制度を継続し、入居しやすい環境をつくとともに、健康で安全な暮らしやすい生活環境を整備します。	住宅政策課

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
58	住宅確保要配慮者への支援	住宅確保要配慮者への支援を図るため居住支援協議会を設置し、住宅確保のための支援及び入居後における居住の継続が可能となるような具体的支援を実施します。	行政、不動産関係団体、居住支援団体等が連携し、住宅市場において自力で住宅を確保することが難しい低額所得者、高齢者、障がい者、外国人等の住宅確保要配慮者が、自ら住宅を確保できる体制を構築するとともに、入居後の見守りや、居住継続に関する課題などへの支援体制を構築し、安心して暮らせる環境をめざします。	住宅政策課 地域包括ケアシステム推進室

柱3 子どもに届く経済的支援の充実

① めざす方向性

実態調査では、経済的な理由で、家族が必要とする食料や衣料が買えない、子どもを習い事等に通わせることができない、子どもの進学希望に格差があるなど、子育て世帯の生活の困窮や家計のひっ迫が、子どもの生活状況や育ちに影響を与えていることがうかがえました。

子育て家庭の生活の安定を図るため、中学校修了前までの児童を養育している家庭には児童手当を支給し、ひとり親または養育者家庭には児童扶養手当を支給するとともに、県の貸付制度等を案内することで、経済的支援の充実を図ります。

あわせて、子どもに支援を届ける方法としては、現物給付がより直接的であることを踏まえて、様々な情報提供を行い、金銭面以外の支援を組み合わせることで効果を高めていきます。

平成28年度全国ひとり親世帯等調査によると、ひとり親世帯のうち養育費についての取り決めをしている割合は、母子世帯で42.9%、父子世帯で20.8%に留まっています。また、母子世帯の母が「現在も養育費を受けている」と回答した割合は24.3%、父子世帯の父では3.2%となっています。わが国のひとり親世帯の相対的貧困率が先進国の中でも突出して高い背景に、ひとり親世帯が養育費を受け取っていないことが指摘されています。本市では、母子・父子自立支援員による相談等の機会を捉えて、離婚する当事者に対して養育費等の取り決めの重要性について周知をしていきます。



② 主な施策の展開

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
59	児童手当の支給	中学校修了前までの児童を養育している家庭等に、児童手当・特例給付の支給を行います。	児童手当法に基づき、児童を養育している家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的に、手当を支給します。	子育て給付課
60	ひとり親家庭への経済的支援（児童扶養手当、養育者支援金、神奈川県母子父子寡婦福祉資金貸付金）	ひとり親家庭等または養育者家庭に、児童扶養手当の支給を行います。 父または母に代わり児童を養育している祖父母等に、養育者支援金の支給を行います。 神奈川県母子父子寡婦福祉資金の貸付を行います。	児童扶養手当法に基づき、ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進及び子どもの福祉の増進を図るため、児童扶養手当を支給します。 父または母の代わりに児童を養育している祖父母等に対し、公的年金等を受給していることにより全部または一部が支給対象とならない児童扶養手当相当額を、生活の安定と子どもの福祉の増進を目的に養育者支援金として支給します。 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、ひとり親家庭及び寡婦の生活の安定と経済的自立を図るとともに子どもの福祉の増進を目的として、神奈川県が実施する就学支度資金や修学資金等の貸付業務を行います。	子育て給付課
61	特別児童扶養手当の支給	精神または身体に中程度以上の障がいのある児童を監護している方に、特別児童扶養手当の支給に関する手続きの経由事務を行います。	特別児童扶養手当の申請の際に状況を聞き取り、情報提供等を行うことで必要なサービスに適切につなぎます。	子育て給付課

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
62	実費徴収に係る補足給付を行う事業	認可保育施設や幼稚園等を利用する児童の保護者が各園に支払う給食費、教材費、行事への参加費等の実費について、低所得者の負担軽減を図るため、費用の一部を助成します。	国が定める補足給付の基準に基づき、実費負担に対する助成を行うことで、低所得者の経済的な負担軽減を図ります。	保育課
63	障がい児福祉手当の給付	20歳未満の重度障がい児で日常生活において常時介護を必要とする、身体障がい者手帳1級の一部及び2級の一部の方、知能指数20以下の方、精神障がい者保健福祉手帳1級またはその他常時介護が必要であると認められる方に支給します。	障がい児に対して手当を支給し、障がい児の生活の安定と福祉の増進を図ります。	障がい福祉課
再掲 54	障がい者福祉手当の給付	身体障がい者手帳1～3級の方、精神障がい者保健福祉手帳1級及び2級の方、知能指数50以下の方を対象とし、条例に基づき手当を支給します。	障がいのある方に手当を支給し、障がい児者の生活の安定と福祉の増進を図ります。	障がい福祉課

施策方針4 教育を受ける権利の保障と学びを支援する

子どもが夢と希望を持って成長し、自ら選んだ将来を手にするためには、教育を受ける権利を保障し、意欲的に学ぶことができる環境を整えることが必要です。

学習の機会や意欲が生まれ育つ環境によって左右されることのないよう、ICT教育環境を活用するなど、すべての児童生徒に対して、わかりやすく、きめ細やかな指導を推進します。

柱1 学校教育における学力保障の取組

① めざす方向性

家庭環境等に左右されることなく、すべての児童生徒の学力が保障されるよう、小・中学校において放課後や夏季休業中に学習支援を行い、だれひとり取り残さないきめ細やかな指導を推進します。

全小学校の第1学年に対して市費講師を配置し、学習の基礎・基本の定着及び学習意欲の向上並びに集団生活への適応を促進し、教育効果の向上を図ります。

また、ICT教育環境を活用したわかりやすい授業を行うことにより、すべての児童生徒の学力保障に努めていきます。

② 主な施策の展開

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
64	新入生サポート事業	小学1年生に市費講師を配置し、基本教科を中心とした学習指導と、早期に学校生活に適應させるための生活指導を、担任とのチームティーチングによりきめ細やかに行う。	担任とのチームティーチングに必要とされる市費講師を適切に配置することで、小学1年生への適切な学習指導と生活指導につなげていきます。	学務保健課
65	小学校学習支援事業	児童の基礎的・基本的な学力の確実な定着を図るため、小学校が放課後及び夏季休業中に実施する補習指導に学習指導員を派遣し、学校教育を支援します。	学習習慣を身に付けるとともに、基礎的・基本的な学力の確実な定着を図るため、市立小学校全35校において実施します。	教育指導課

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
66	中学校 学習支援事業	生徒の基礎的・基本的な学力の確実な定着を図るため、中学校が放課後及び夏季休業中に実施する補習指導に学習指導員を派遣し、学校教育を支援します。	学習習慣を身に付けるとともに、基礎的・基本的な学力の確実な定着を図るため、市立中学校全19校において実施します。	教育指導課
67	ICTを活用した学習環境の整備	教師が授業で活用するとともに、児童生徒が学習で活用できるパソコンを整備します。また、校内無線LAN、教室用プロジェクター等を整備することで、普通教室でICT機器を活用できる環境を整備します。	ICTを活用した学習を推進することで、児童生徒にとってよりわかりやすい授業が実現します。ドリルソフト等の活用で、個々の状況に応じた学習に取り組むことができます。	教育総務課

柱2 多様なニーズに応じた支援教育の推進

① めざす方向性

様々な困りごとを抱える児童生徒に対して、一人ひとりが自ら学んでいこうとする意欲と、社会の変化に主体的に対応できる能力を育てるため、個々のライフステージを見通したきめ細やかな教育計画のもと、関係機関との連携を深めながら、支援・指導を行うことが重要です。

本市では「ともに学び ともに育つ」学校教育をめざし、障がいの有無に関わらず、困りごとを抱えた児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援・指導を推進します。

② 主な施策の展開

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
68	学校生活を支えるための校内支援体制の推進	児童生徒に対する支援を、学校全体の課題と捉えて組織的な支援を行うため、児童支援担当教諭、生徒指導担当教諭、養護教諭、生徒支援担当教諭、スクールカウンセラー、管理職による校内児童生徒指導会議・児童生徒支援会議を充実します。	児童生徒指導上の諸課題に対し、必要に応じて関係機関との連携のもと、未然防止・早期発見・早期対応に努めます。	教育指導課

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
69	特別支援教育の推進	<p>特別支援教育に携わる人材の育成を図るため、それぞれの支援の場の特徴や課題に応じて、研修の内容の充実に努めます。</p> <p>児童生徒の教育的ニーズに応じた適切な支援を図ります。</p>	<p>特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室を初めて担当する教員を対象に、基礎的、基本的な知識や技能を習得し、指導力の向上を図るため、研修を行います。</p> <p>特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対し、介助員、学校看護介助員を派遣します。</p> <p>特別支援学級の市立小・中学校全校設置をめざし、順次取り組みます。</p>	教育指導課
70	日本語を母語としない児童生徒の支援事業	<p>日本語指導の必要な外国につながる児童生徒に対して、学校からの要請に応じて、日本語指導員を派遣し、日本語学習及び学校生活への適応を支援します。</p>	<p>日本語指導員を派遣し、児童生徒の日本語の習熟度に応じた日本語指導及び学校生活への適応を支援します。</p> <p>国際教室の指導方法を各学校へ広めるなど、日本語指導を必要とする児童生徒が早期に日本語を習得できるような初期指導のあり方や、仕組づくりに努めます。</p>	教育指導課
71	不登校児童生徒対策の推進	<p>不登校児童生徒及びその保護者に対して、学校との連携を図り、未然防止、早期発見、早期対応を実施するとともに、必要に応じて関係機関との連携を図る等、各種取組を行い登校に向けての支援を行います。</p>	<p>不登校児童生徒を持つ保護者を対象に、おしゃべりひろばを実施し、情報提供や情報交換、個別相談等を行います。</p> <p>フリースクールと学校の連絡会を実施します。</p>	教育指導課

柱3 教育機会均等のための環境整備

① めざす方向性

児童生徒が家庭の経済状況等に左右されることなく、自らの可能性を高め、それぞれの夢に向かって挑戦できるように、家庭の教育費負担の軽減を図ります。

次の世代を担う子どもたちがその能力や可能性を伸ばすことができる教育環境の整備を図ることを目的として、2017年（平成29年）に創設した藤沢市教育応援基金を、子どもたちの教育環境を充実させる様々な事業の原資として活用します。

② 主な施策の展開

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
72	藤沢市教育応援基金の活用	教育応援基金は、次の世代を担う子どもたちがその能力や可能性を伸ばすことができるよう、教育環境の整備を図るために設けている基金で、給付型奨学金事業をはじめ、教育環境の充実を図る様々な事業に活用していきます。	給付型奨学金事業だけでなく、教育の機会均等の環境整備のための事業への活用を検討します。	教育総務課
73	要保護準要保護児童生徒援助事業	経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、入学準備金、学用品費、修学旅行費、社会見学費、医療費、学校給食費、めがね購入費、卒業アルバム費などを援助します。	子どもの貧困対策としての制度づくりを念頭に、支給費目等について見直しを検討していきます。	学務保健課

施策方針5 修学、就労、自立に向けた支援をする

将来の貧困を予防する観点から、子ども・若者の高等学校等への進学支援や、修学継続の取組は重要です。

国では、すべての意志ある生徒が高等学校等の教育を受けられるよう、授業料を対象とした高等学校等就学支援金制度や、低所得世帯を対象とした授業料以外の教育費負担を軽減する高校生等奨学給付金制度を実施しています。また、大学、短期大学、専門学校等の高等教育段階において、意欲と能力のある学生等が経済状況に関わらず修学の機会を得られるよう無利子奨学金制度や所得連動返還型奨学金制度を推進してきました。2020年度（令和2年度）からは、住民税非課税世帯等が経済的な理由によって大学等への進学を断念することがないよう、修学支援新制度の実施により大学等の修学に係る経済的負担の軽減を図ることとなりました。

本市では、学ぶ意欲と能力のある子どもたちが、経済的理由により、高等教育への進学を諦めることのないよう、国に先駆けて、本市独自の給付型奨学金制度を創設しました。

また、生活困窮や困難を抱える若者・保護者の自立を促すため、生活困窮者やひとり親家庭等への就労自立支援、ユースワークふじさわや本庁舎内に設置されているジョブスポットふじさわなど関係機関との連携をさらに深め、支援を充実します。

児童養護施設で育ち、就職のために退所した若者については、職をなくすと住まいも失ってしまうことがあることから、退所者の支援をしている団体との連携について、方法も含めて検討していきます。

柱1 子ども・若者に対する修学・就労・自立支援の充実

① めざす方向性

本市独自の給付型奨学金制度については、国の修学支援新制度を補完する形で充実させ、学ぶ意欲と能力のあるすべての子どもたちが、それぞれの夢に向かっていくことができるよう支援していきます。

また、ニート、引きこもり、不登校等の問題を抱える子ども・若者に対する取組としては、従来の個別分野での縦割りの対応では限界があることから、本市では2013年（平成25年）に「ふじさわ子ども・若者計画2014」を策定し、分野横断的な支援に取り組んできました。

本市の、ニート、引きこもり等の困難を抱える若者の自立・就労支援に対する取組として、若者しごと応援塾（ユースワークふじさわ）と子ども・若者育成支援事業（ユースサポート）を実施しています。また、生活困窮者自立支援法に基づき、子どもの学習・生活

支援事業を実施し、子どもの進路選択や将来の就職に向けた相談、職場体験等の支援を行っています。

困難を抱える若者の社会・経済的な背景やその状況に至るまでの経緯は多様かつ複雑であるため、一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな個別支援と就労に向けた各種プログラムの充実を図り、市や民間問わず、様々な関係機関と密接な連携をとり、支援や相談につなげていきます。

② 主な施策の展開

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
74	子ども・若者自立支援事業	子ども・若者が将来困難な状況にならないように、多様な人との交流によって、地域とのつながりや社会性を育むことができる居場所づくりを推進します。また、本市の困難を有する若者の支援機関であるユースサポート・ユースワークふじさわと連携し、困難を有する若者をボランティアとして受け入れることにより、社会的自立を支援します。	青少年施設において、ボランティアの受け入れを実施することにより、困難を有する若者たちがボランティア活動を通じて人との関わりを持ち、社会的自立や自身の気づきへの一助となるよう、支援を行います。	青少年課
75	ユースサポート・ユースワークふじさわ	ニート、引きこもり等の自立・就労に困難を有する若者に対し、専門スタッフによるきめ細やかな面談・相談、サークル活動、就労準備セミナー、ボランティア体験、就労体験等の各種プログラムを通じて、自立・就労に至るまで個別伴走型の支援を継続的に実施します。また、その保護者を対象に相談、交流会、セミナー等を実施します。	保護者セミナーや市民センターでの出張相談等を実施し、不安を抱える若者や保護者が相談できる場を充実させるとともに、自立や就労に向けたプログラムを充実させていきます。また、市の関係部課や民間の様々な教育機関・関係機関等と密に連携をとり、一人ひとりに必要な支援を行います。	産業労働課 青少年課

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
76	子どものいる生活保護世帯等に対する支援の充実 (子ども支援員による教育支援)	子ども支援員を配置し、様々な困難を有する子ども・若者と、その保護者に対して、子どもの健全育成の視点に立ち、きめ細やかな寄り添い型の支援を実施することで、生活保護世帯等の社会的自立及び子どもの貧困の連鎖の防止を図ります。	対象世帯の子どもの養育環境の確保のための支援、並びに子どもに対する自立に向けた支援を行います。	生活援護課
77	高等学校就学及び就学継続のための相談と支援 (子ども支援員)	子ども支援員とケースワーカーが協力し、中学生の時期から、高校進学への動機づけ、高校等に関する的確な情報提供など、生活保護世帯等の子どもや保護者が高校進学等に意欲を持てるよう、学校等関係機関と連携し支援を行います。高校入学後は、子ども自身が主体的に高校生活の意義を考え、中途退学することなく卒業まで充実した時間を過ごせるよう支援を行います。	子どもの通学状況、学習状況に応じて関係機関と連携し、子どもを主体とした支援を行います。	生活援護課
78	生活困窮者自立支援事業 (子どもの学習・生活支援事業)	生活保護受給世帯及び生活困窮世帯の子どもを対象として、学習支援や学習の場所・機会の提供を通じて、高等学校への進学及び卒業に向けた支援をすることで、子どもの社会的自立の促進と、貧困の連鎖の防止を図ります。また、子どもへの支援を通じて明らかになる保護者や世帯の抱える課題に対する支援を行います。	生活保護受給世帯及び生活困窮世帯の子どもに対し、学習支援を行います。学習の場の提供を行うとともに、高校進学へ向けての支援、学びなおしの支援を行います。個別の学習能力に合わせた丁寧な支援を提供、また、必要に応じ、学校関係者とのケースカンファレンスへの出席、さらに高校進学のための説明会等への同行支援も積極的に行います。	地域包括ケアシステム推進室

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
79	奨学金給付事業	大学等への進学を希望している高校生等を対象に、返済の必要がない奨学金の給付を行います。	2020年度（令和2年度）から始まる国の高等教育の就学支援新制度を補完する形で、事業の見直し・拡充を図ります。	教育総務課
80	児童養護施設を退所した子どもに対する社会的自立に向けた支援に関する連携の強化	児童養護施設を退所した子どもに対する社会的自立に向けた支援に関する連携の強化を図ります。	児童養護施設退所者は、人生初めてのひとり暮らしと就職という大きな2つの試練に直面します。例えば、職場になじめず、仕事と住み込み先や寮などの居住場所を同時に失い生活困窮に陥るなどの様々な課題が存在します。児童養護施設を退所した後も、社会的自立に向けた支援が途切れないよう関係機関との連携を検討します。	子育て企画課

柱2 保護者に対する就労・自立支援の充実

① めざす方向性

実態調査では、働いている母子家庭の母親の半数以上がパート・アルバイト等の不安定な就労状況にありました。そのため職業生活の安定と向上に向けた支援が重要であることがわかりました。生活困窮世帯では、子どもの健康面や進学、就業の機会において様々な不利な状況があり、社会に出た後もその状況から脱却できず、生活困窮に陥る貧困の連鎖が課題となっています。

貧困の連鎖を断ち切るためには、生活困窮世帯の保護者の安定した就労が必要であり、稼働能力や適性職種等に応じた支援を行います。また就労に結び付いた後も、定着に向けた支援を継続するなど、保護者の就労により生活困窮から脱却し、子どもが適切な環境の中で成長できるようハローワークをはじめとする関係機関と連携し、保護者に寄り添ったきめ細やかな支援を行っていきます。

また、就労意欲や基本的な生活習慣に課題を抱えるなど、保護者の就労が困難な場合には、暮らしの見通しを立てる中で、社会的自立に向けた支援を行います。さらに、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合



格支援事業など、ひとり親家庭の生活の安定に資する就業に向けた資格等の取得支援を継続して実施します。

② 主な施策の展開

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
81	ひとり親家庭への就労支援	母子・父子自立支援員による相談支援を行います。 ひとり親家庭の親が就業や転職に有利となる技術や資格を取得する場合、母子家庭等自立支援給付金の支給等を行います。	就労に関する相談から家庭状況や課題を的確に把握し、ジョブスポットふじさわ等の関係機関と連携し、より安定した生活基盤を築くための就労の確保に向けて継続的な支援を行います。 厚生労働省の指定する教育訓練講座を受講した場合、受講料の一部を自立支援教育訓練給付金として支給します。 生活の安定に資する資格（看護師・保育士・介護福祉士など）を取得するため1年以上養成機関で修業する場合、修業期間中の生活費として高等職業訓練促進給付金を支給するとともに、修了した際には修了支援金を支給します。 最終学歴が中学校である親及び子が、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講した場合、修了時と認定試験合格時に受講費用（上限あり）として、高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金を支給します。	子育て給付課
82	生活保護世帯への就労支援	就労支援相談員とケースワーカーが協力し、就労可能な生活保護利用者に対して、求人情報の提供や求職活動を行う際の支援を行います。	就労による自立のために支援を行います。また就労が困難な場合には就労準備のための支援を行います。	生活援護課

施策方針6 地域全体で共に支える基盤をつくる

地域では、人口構造の変化やライフスタイルの変容などによる個人主義が広がり、人と人、家と家の壁が高くなり、簡単に孤立してしまう状況にあるとともに、様々な課題を抱えて生きづらさや暮らしにくさを感じている方がいます。実態調査においても、困難を抱えやすい家庭ほど、身近に相談できる人がいないとの回答率が相対的に高く、孤立傾向がみられました。

地域のコミュニティ機能が弱体化し、暮らしにおける人と人とのつながりが弱まる中、様々な困難に直面した場合でも、誰もが居場所と役割を持ち、お互いが個性や背景に配慮し、存在を認め合い、支え合うことで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができるような社会としていくことが求められています。

これまでの公的支援は、対象者別かつ機能別に行われてきましたが、現代社会においては、様々な分野の課題が絡み合って複雑化したり、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援が必要となっています。「地域共生社会」とは、このような社会構造や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの縦割りや、支え手、受け手という関係を越えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野にとらわれず、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会をめざすものです。

子どもの育ちの視点から、地域共生社会の取組を進めるにあたっては、常に、子どもを中心に進めることが大切です。世帯に対して支援を行う中で、子どもの視点が置き去りにされるようなことがないよう、公的支援はもとより、地域での支え合いにおいても、子どもの育ちを取組の真ん中に位置づけることが重要です。

地域の中で行われている様々な活動が、大人の視点からではなく、常に子どもと目線を合わせられるような活動となるように、情報交換の機会や、NPO・民間企業など地域の多様な活動主体と行政が連携していきます。その連携の形を柔軟に変えながら地域全体をプラットフォームとして、困難を抱えてしまった子どもや子育て家庭を課題の対象として特別視するのではなく、課題にしない地域づくりに取り組んでいきます。

柱1 子どもが主役の地域共生社会に向けた啓発・機運醸成

① めざす方向性

地域全体で様々な困難を抱える子ども・若者をあたたかく見守り、支援できる地域づくりの機運醸成に向けて、地域住民等がそれぞれの立場から主体的に参加できるような啓発活動（シンポジウム・ワークショップ・活動紹介など）を行います。

地域住民（団体）・民間企業・行政など多様な主体が、連携・協働できる関係づくりを積極的に行い、子ども・若者、子育て家庭が抱える多様化・複雑化した課題の解決を支える取組につなげます。地域の支え合いや助け合いにつながる活動の支援や担い手の育成を推進し、安心して過ごせる居場所事業などの推進や現状把握と解決に向けた取組を進めます。

② 主な施策の展開

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
83	支援できる地域づくりの機運醸成	地域全体で様々な困難を抱える子ども・若者を見守り、支援できる地域づくりの機運醸成に向けて、地域住民がそれぞれの立場から主体的に参加できるような啓発活動（シンポジウム・ワークショップ・活動紹介など）を行います。	地域住民（団体）・民間企業・行政など多様な主体が、連携・協働できる関係づくりを行い、子ども・若者、子育て家庭が抱える多様化・複雑化した課題の解決を支える取組につなげます。	子育て企画課

コラム 市民ワークショップ「子どもが主役のまちづくり」



市民ワークショップの様子

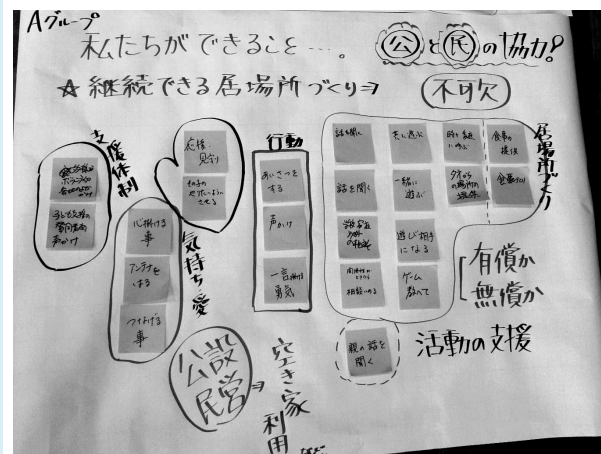
2019年（令和元年）8月に、本計画の策定に向けて、多様な主体が、連携・協働できる地域づくりに向けた機運醸成の取組の1つとして、市民ワークショップ「子どもが主役のまちづくり」を、湘南台地区、湘南大庭地区、藤沢地区の市内3か所で開催しました。

ワークショップには、子育て世代の方、子ども支援の団体やNPO、地域団体、教育関係者、福祉関係者など、延べ146人が参加しました。

市民ワークショップでは、第1部で市が実施した「子どもと子育て家庭の生活実態調査」の概要と、調査結果から把握した課題を共有しました。第2部では、テーブルの進行役と参加者6人程度の小グループに分かれて、グループ内で意見交換を行いました。意見交換のテーマは、身近にいる気になる「あの子」について、どのような困りごとを抱えているのかを共有し、わたしたちが「あの子」にできることや「あの子」とできることについて対話をしました。最後に、グループでの意見交換の結果を、模造紙にまとめ、わたしたちが今できることについて、各グループから発表していただきました。

グループ発表では、「挨拶をする」「声をかける」など、まずは地域の中で声を掛けて顔見知りになる取組や、「一緒に食事を食べる」「一緒に遊ぶ」など、子どもが楽しめること、興味のあることを中心に関係性を築く取組、「居場所をつくる」「安心して相談できる場づくり」など、子どもを中心として地域に集まることのできる場をつくる取組などが、わたしたちにできることとして発表されました。

（グループ発表での提案の一部を次頁で紹介しています。）



グループ発表の提案を書いた模造紙



本計画では、「地域全体で共に支える基盤をつくる」を施策方針の1つに掲げています。ワークショップでいただいたご意見、ご提案は、計画の策定にあたり、施策方針6「地域全体で共に支える基盤づくり」に向けた施策の考え方に反映させていただきます。

また、本市の包括連携事業者である株式会社グッドイーティング様から、軽食と飲み物のご提供をいただき、あたたかく、活気ある雰囲気の中で開催することができました。

「あの子」のために、わたしたちが今できること（意見発表の一部を紹介）

最近、あいさつをすることが減ってきたという話がでました。「勇気を持っておはよう おかえり作戦」を実現できたらと思います。

食事を一緒につくる、遊ぶ、そういったところから。信頼関係を築くために、イベントをとおして子どもたちの話し相手になれたらと思います。

「ゆるいつながり」をキーワードに、子どもを中心に人が集まる、そっと一緒にいる、そんな場が重要なんじゃないかという話がでました。

支援があることを知らない情報の貧困がある。情報を持っている人が持っていない人に伝えられるよう、どこに行けばよいかなど皆が同じ情報を持っていることや、地域と行政の連携が大事なんじゃないかと思います。

子どもたちも、一人ひとり個性があってひとりの人間。ひとりの人間として相手をする、もしかしたらこういう状況にいるかもしれない、そういうことを想像しながら子どもに関わっていくことが大事なのかな、と思いました。

不登校というのが1つのテーマとなっていて、小学校区につき1つ居場所をつくろう、という話がでました。子どもたちはそういうことを知らない、どんどん知ってもらうことも大事だと思います。

安心でき、行きやすい居場所がほしい。一方で、誰でもその場に行けるわけではないのでアウトリーチも考えていかないといけないのでは。「夕方からの居場所」「ぐるぐる訪問」という意見がでました。

「ホップ」で、挨拶をする、そっで見守る。そんな風にして、あなたがいるのを知っているよ、と伝えたいと思います。「ステップ」で、親御さんと信頼関係ができれば、相談できるよ、お話聞くよと、そんなことができれば。「ジャンプ」で実現したいのは、不登校、貧困、発達の問題なども相談できる居場所です。段階を踏んでホップ・ステップ・ジャンプできたらいいな、と思います。

柱2 地域活動の担い手の育成・活動団体への支援

① めざす方向性

住民同士のつながりや支え合いを大切にしながら、誰もが気軽に立ち寄れる居場所づくりを推進することは大変重要です。地域の顔見知りが増え、仲間をつくる活動を積み重ねることで、困りごとを抱えた方の些細な変化に気づくことにつながります。そのため、行政や市民活動支援施設などがコーディネートを行い、新たな参画を促す取組や交流機会の提供を進めます。

本市では、地域で育まれてきた住民主体の居場所や、多世代が集う場を支援するために、地域の縁側事業における運営費の一部補助等を行い、その活動を側面から支えています。2019年（令和元年）12月1日現在で、市内36団体が地域の縁側事業を展開し、地域の相談窓口としての機能も備えた場として、行政を含めた関係機関につなぐ相談支援ネットワークの中に位置づけています。

また、複雑化・多様化する暮らしの課題に柔軟に対応し、暮らしやすさを高めていくため、「藤沢市市民活動推進計画」の基本指針に基づき、地域活動への参画促進と活動を支援する体制の充実強化を進めます。さらに、地域社会の活力を高める多彩な取組が生まれ、活動団体相互の協力・連携や、学校、企業、NPO、市などが交流できるよう多様な活動団体の創出に取り組みます。

地域活動団体から要望の多い活動場所に関する支援については、地域の縁側の拡充と地域市民の家の利活用を進め、資金的な課題については、NPO運営相談サポートテラスやミライカナエル活動サポート事業などの周知を進め、共に支える地域基盤の創出に取り組みます。

② 主な施策の展開

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
84	公益的 市民活動 助成事業	市民を対象とした公益的な市民活動を行う団体の組織基盤を強化するための取組対象として、公開プレゼンテーション等を実施する中で審査し、選定した団体に対して助成します。	協働事業との一本化に向けた見直しに基づき、団体活動の継続性や発展性を重視する中で、市民活動の立ち上げから団体の成長支援や多様な主体の協働まで段階に応じたサポートやコーディネートなどを検討し、市民活動団体の支援の充実をめざします。	市民自治推進課

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
85	市民協働推進事業	マルチパートナーシップの考えに基づいて、市民活動団体等と行政との協働による施策及び事業を進めるための啓発活動及び事業提案制度など体制整備を行い、市民ニーズへきめ細かく対応し、地域の課題を効果的に解決することをめざします。	助成事業との一本化に向けた見直しに基づき、団体活動の継続性や発展性を重視する中で、市民活動の立ち上げから団体の成長支援や多様な主体の協働まで段階に応じたサポートやコーディネートなどを検討し、市民活動団体の支援の充実をめざします。	市民自治推進課
86	地域まちづくり事業の推進	地域の意見を集約しながら把握した地域課題の解決に向けて、地域の特性を生かした事業を企画及び実施します。	地域の人材発掘としては、六会人材センター推進事業、片瀬地区人材・情報バンクセンター事業、小・中学生地域活動参加促進事業（明治地区）、地域人材発掘・育成事業（長後地区）、地域サポーター育成事業（湘南台地区）があるほか、情報発信やイベントを通じて活動団体を支援しています。こうした各地区の事業は、市が実施、支援等を行うものであり、地区集会等での意見を踏まえ、毎年見直しを行いながら進めます。	市民センター・公民館
87	市民との協働による子育て支援ネットワークづくり	子育て家庭などに対する情報提供や子育て支援グループの交流を目的に市民との協働による地域版「子育て応援メッセ」の実施を支援します。	それぞれの地域で子ども・若者が安心して過ごせる体制づくりのため、身近な地域の情報発信や交流を促す活動を支援します。	子育て企画課
88	子育てボランティアの養成	子育て支援に関する研修や情報交換会を行い、地域の子育てを支える人材の育成を行います。	受講しやすく内容の充実した研修を行い、子育てボランティアを育成します。	子育て企画課

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
89	地域の自主的活動へのサポート・ネットワークづくり	市社会福祉協議会との協働により、地域の支え合いや助け合いにつながる活動の支援や、担い手の育成を推進するための仕組の構築及び強化を行います。また、公共施設等を活用した地域活動の拠点づくりや交流の場を提供する基盤づくりを進めます。	地域づくりの中で、地域で生活する方の困りごとを把握し必要な支援機関につなげていきます。また、その中で支え手と受け手の枠を越え地域の中で住民同士が支え合い、循環するような地域支援を行います。	地域包括ケアシステム推進室
90	農福連携による「食材の提供」	農家の方々からのご厚意による食材を、子どもへの「食」に関する支援を行う団体に提供できるよう、市、市社会福祉協議会、JA さがみの協働した取組を行います。	子どもの居場所に関する事業や子ども食堂に対し、JA さがみ、市社会福祉協議会との協働により子どもへの食材提供を行うことで、子どもたちに「食」を通じた様々な体験の場を提供します。	地域包括ケアシステム推進室 農業水産課
91	地域の縁側等地域づくり活動の推進	市社会福祉協議会との協働により、支え合いの地域づくりをさらに推進するために、地域の縁側事業や安全・安心ステーション事業、地区ボランティアセンター事業を実施する住民主体の活動団体等に対し、運営面としての補助金交付や相談支援などを行います。	地域の中に身近にあり、誰もが立ち寄れる場所、顔と顔の見える関係の中から、些細な困りごとなど発信することが難しい子どもや世帯に対し、必要な相談支援機関につなげる役割を担います。	地域包括ケアシステム推進室

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
92	空き家利活用の推進	「藤沢市空き家対策基本方針」に基づき、空き家の適正管理の促進、特定空き家の認定と措置及び空き家の利活用の推進などの空き家対策を行います。	空き家の利活用に向けては、空き家の改修工事費等に対する補助や、空き家所有者と地域貢献事業等を目的とした利活用希望者をつなぐマッチング制度の推進を図ります。	住宅政策課

柱3 多様な体験の充実

① めざす方向性

多様な体験活動は、多くの人と関わりながら体験を積み重ねることにより、「社会を生き抜く力」として必要となる基礎的な能力を養う効果があると考えられています。そのような体験活動の機会は、子どもの身近な場所で日常的に提供されていることが望ましいと考えられ、学校はもちろん、地域やその他活動する様々な場所で得られることが大切です。

地域においてその機会を提供する公民館においては、料理教室やスポーツ、工作講座、映画会等を開催する子ども教室や、卓球やバドミントン等の開放事業をとおして、様々な分野の知識や技術に触れる機会をつくり、学ぶ意欲を高めていくきっかけづくりを継続していきます。また、学校や学年を越えてふれあう機会を提供して、子どもの居場所づくりや仲間づくりの支援も引き続き行っていきます。

② 主な施策の展開

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
93	公民館での子ども開放事業の実施	子どもたちが様々な遊びなどの体験や異年齢での交流ができる機会を提供するため、公民館において子どもたちが自由に利用できる開放事業を実施します。	学習室の開放事業を実施して学習の場を提供するとともに、体育室の開放事業としては、子どもが参加しやすい卓球やバドミントン等を実施します。	生涯学習総務課

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
94	アウトリーチ事業（学校訪問事業）	合唱指導、卒業制作指導、オペラ体験、各種楽器の体験など、学校の希望に合わせた指導者を派遣します。（本事業は、出資団体である（公財）藤沢市みらい創造財団が実施しています。）	プロの音楽家や声楽家による芸術鑑賞の機会の提供や、歌唱・演奏等の指導をとおして、児童生徒に文化芸術に触れる機会を提供することで、豊かな感受性を育むことをめざします。	文化芸術課
95	音楽・演劇鑑賞事業	子ども向けのわかりやすく楽しい楽曲で構成したファミリーコンサートや、誰もが知っている演目を気軽に観劇することができるミュージカルを開催します。（本事業は、出資団体である（公財）藤沢市みらい創造財団が実施しています。）	身近な場所で親子一緒に楽しむことができる鑑賞の機会を絶やさず提供していきます。	文化芸術課
96	学校体育施設開放の充実	子どもに親しみのある小・中学校の体育施設を開放することで、スポーツ活動の充実を図り、心身の健全育成を図ります。	校庭、体育館、プールなどの学校体育施設を有効活用し、子どもが気軽にスポーツができる環境整備を図ります。	スポーツ推進課
97	ブックスタート事業	1歳6か月児健診を受診する子どもとその保護者を対象に、健診終了後、ボランティアや図書館職員が絵本を読んだり、メッセージを伝えたりしながら絵本を手渡し、絵本を介した心ふれあう時間を持つきっかけをつくります。	子育て支援の施策の1つとして、絵本を介して子どもとその保護者がかけがえないひとときを過ごすことを応援するとともに、「藤沢市子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもの豊かな心と健やかな成長を育むため、1歳6か月のすべての子どもとその保護者に対してブックスタート事業を実施します。また、会場において子育てに関わるリーフレット類を配布します。	総合市民図書館（子育て企画課・子ども健康課）

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
98	地域でのおはなし会の開催	おはなし会ボランティアと連携して、おはなし会を行い子どもが本に親しむ機会をつくります。	子どもと子どもに関わる大人に向けて、誰でも参加できるおはなし会などを開催し、文字や文化に触れ、読書に親しむことのできる機会や環境の整備に努めます。	総合市民図書館
99	技能振興関係事業	ものづくりなどの技能職に関心を持ってもらえるように、若年者を対象とした技能職職場体験を実施します。また、技能者の後継者育成及び技能者の仕事を身近に感じてもらうため、技能者が小・中学校等を訪問し、技能の講演・実演・体験教室を実施します。	市内の技能者による職場体験や講演・実演を通じ、日々の生活に不可欠なものづくりなどを行う技能職に対する理解を深めます。	産業労働課

柱4 すべての子ども・若者を包摂する居場所・つながりの確保

① めざす方向性

保護者の就労状況による経済的格差の拡大や、家族形態の多様化に伴い、子ども・若者の成育環境も多様化しています。実態調査では、ひとり親世帯（2世代同居）の小学5年生の6人に1人が平日の放課後をひとりで過ごしていることがわかりました。このことから、放課後の居場所がない小学校高学年の子どもや、経済的な理由から放課後にひとりで過ごす低学年の子どもが少なからず存在することが懸念されます。

また、不登校など学校に通っていない子どもやニートや引きこもりの若者などが、社会的孤立に陥ることのないよう、誰でも受け入れ、信頼できる大人との出会いの場となるような地域の居場所が求められています。

このような背景から、地域子どもの家・児童館、青少年施設等の既存の居場所事業のみならず、保護者が中心となり地域の子どもたちを支える活動を担う子ども会をはじめ、地域社会や関係機関・団体が連携し、すべての子ども・若者の健全育成を支援する取組の充実が求められています。必要な支援の提供と、安心できる居場所づくりの推進に向け、多様な主体との連携に取り組んでいきます。

② 主な施策の展開

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
再掲 25	放課後子ども教室推進事業	放課後などに小学校の余裕教室などを活用して、子どもたちの安全・安心な居場所（遊び場）を設け、地域住民の参画を得て、子どもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。	全児童対策の事業という面と並行しつつ、学習支援プログラムの導入も検討し、実施校の拡充を図ります。	青少年課
再掲 26	地域子どもの家・児童館等青少年施設の充実	青少年施設（地域子どもの家・児童館・青少年会館・少年の森・SL 広場）の整備を進めるとともに、適切な管理運営を図り、地域における子どもたちの安全・安心な居場所を提供します。また、各施設を拠点とした青少年の自立と社会参加を推進する事業を実施します。（本事業は、出資法人である（公財）藤沢市みらい創造財団が実施しています。）	指定管理者による施設の管理運営や様々な事業を実施することで、青少年の居場所の充実を図ります。また、各施設の特性や地域性を活かした事業を展開することにより、地域で活動する人材の発掘や団体の交流を図ります。さらに、地域子どもの家・児童館等については、開園時間の延長や飲食等の新たな取組について検討を行います。	青少年課

柱5 学校・家庭・地域の連携・協働の推進

① めざす方向性

急激な少子高齢化やグローバル化の進展に伴う激しい社会環境の変化の中で、地域においては、地域社会の支え合いの希薄化、家庭の孤立化などの課題が顕在化し、学校においてはいじめや不登校、貧困などをはじめ子どもを取り巻く問題が複雑化、困難化しており、地域総ぐるみで対応することが肝要であり、地域と学校がパートナーとして連携・協働する組織的、継続的な仕組みが必要です。

こうした社会的背景を踏まえ、2015年（平成27年）12月に中央教育審議会は地域における学校との協働体制のあり方について、地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支え、地域を創生する地域学校協働活動を推進するよう提言されました。

子どもたちが信頼できる大人と関わりを持ち、愛情を注がれることにより、自己肯定感や他人を思いやる心など、豊かな心が育まれることが期待できるため、人とのつながりを大切にしながら、学校・家庭・地域の連携・協働を進めます。

② 主な施策の展開

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
100	学校・家庭・地域連携協力体制推進事業	「学校・家庭・地域連携推進会議会長会」に業務委託を行い、中学校区を基本に市内に設置された15の地域協力者会議において、各地区の実情に応じた子どもたちの健やかな成長を支援する事業を実施します。また、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の導入に向け、検討を進め、地域学校協働活動が推進されるように、関係各課等が連携を図ります。	<p>会長会を年4回開催し、各地域が抱える課題や特徴的な取組について情報交換を行い、効果的な三者連携の推進を図ります。</p> <p>学校運営協議会制度の導入に向けた庁内における組織体制づくり、準備委員会の立ち上げ等、具体的な推進体制を整備し、モデル校を選定して検証を行います。</p> <p>関係各課等が連携しながら、地域における学校支援の取組等を基盤に、地域学校協働活動が推進されるよう検討を進めます。</p>	教育総務課 市民自治推進課 生涯学習総務課

